

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 20 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530008

研究課題名(和文) 私人間紛争解決における公平・公正の中国的特質に関する研究

研究課題名(英文) A study of Chinese models of fairness and equity in the resolution of private disputes

研究代表者

宇田川 幸則 (UDAGAWA, YUKINORI)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80298835

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、損害賠償事件を主な素材として、立法者、法律実務家および紛争当事者に対するインタビュー調査を主なアプローチ方法として、これらの人々が公平・公正な紛争解決とはいったいどのようなものであるべきかと認識しているのか、また、そこに如何なる期待を抱いているのかを析出することで、その中国的特徴の解明を試みた。

研究成果の概要(英文)：Primarily through interviews with legislators, lawyers and litigants contributing to the result in tort cases, this study attempts to deduce the respective aspirations these parties, and the ideal of fairness and equity as conceived by them, with a view to constructing an image these concepts within the Chinese legal context.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：現代中国法 紛争解決と法 損害賠償法

1. 研究開始当初の背景

中国では 1980 年代中期から司法制度改革に取り組んでいる。その重心は、当初は激増する訴訟件数に対応するための効率化であったが、90 年代初頭以降、公正と公平にシフトしていき（拙稿「中国における司法制度改革 裁判官法の制定と『裁判官の独立』を中心に」社会体制と法第 2 号、39-53 頁、2001 年）、胡錦濤政権が〔和諧社会〕（調和のとれた社会。〔〕は原語を意味する。以下同様）をスローガンにして以降、人民の満足する司法が強調されることとなった。とくに 2002 年前後に「判決による紛争解決」から「〔調解〕（調停、和解、斡旋等を含む多義的な用語である）による解決」へと転換され、統計上は衰退の一途を辿っていた人民調停の復権等の現象をもたらしている。この背景には、〔調解〕による当事者の納得づくの解決こそが〔和諧社会〕の実現につながるとの考えがあり、紛争解決システムにおいては、当事者にとって公平・公正（換言すれば正義が実現されている）と認識される紛争解決が指向されているといえる。

他方、研究代表者の 2008-2010 年度・基盤研究(C)・基礎法学「中国における法制度形成に対する裁判例の機能」の研究過程において、実定法および司法実務の領域では、以下のような公平・公正な紛争解決に対する疑念および問題点が指摘されていることが明らかとなった。

ひとつには、同一の事件で複数の被害者（死者）が存在する場合、被害者間の賠償金額上に格差が生じる問題で、〔同命不同価〕（同じいのちで異なる価値）といわれる問題である。これは、被害者が死亡した場合、被害者の常居地がどこにかかわらず、被害者が都市戸籍を有する場合は都市部住民一人あたり平均可処分所得にもとづいて、農村戸籍を有する場合は農村部住民

一人あたり平均純収入にもとづいて、それぞれ 20 年分で算定するという規定に起因する。地域によって異なるものの、前者と後者の間には少なくとも数倍の「格差」があり、都市部に生活拠点がある農村戸籍者にとっては極めて不公平感が強く、人間の価値が戸籍によって異なるのかという疑問が提起されてきた。この問題については、2006 年の最高人民法院の司法解釈により、常居地等の実際の状況に鑑みていずれの基準で算定するかを決定するとされ、また 2010 年 7 月施行の不法行為法〔侵權責任法〕第 18 条で、同一事件で複数の被害者が存在する場合、同一の基準で賠償額を算定する旨の規定が設けられ、いちおうの解決が図られた（宇田川幸則「いのちの値段 - 中国損害賠償法上の死亡賠償金をめぐって -」「体制転換と法」研究会（2010 年 2 月 27 日北海道大学）口頭報告、拙稿「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」政法論集 237 号、1-17 頁、2010 年）。しかし、戸籍による算定基準の区別そのものは、現時点でもなお放棄されていない。

今ひとつには、同様の事件でありながら法院（裁判所）によって判決が異なるという〔同案不同判〕という問題である。これは、日本とは異なり、中国では判例法は否定され、裁判例に事実上の先例拘束性すら持たせていないことにも起因する。近時では最高人民法院が指導性〔案例〕（裁判例）制度を導入し、この問題の解決にあたらうとしている。

ところで、これらの問題については、次のような理解も可能であろう。〔同命不同価〕問題については、同一の事件に複数の被害者が存在する場合、被害者それぞれの生活は異なるわけで、被害者間の損害賠償額が異なるのは当然の結果であるともいえる。〔同案不同判〕問題については、そもそ

も〔同案〕などにはあり得ず、それぞれの事件にはそれぞれの背景があり、その結果として賠償額なり判決なりが異なるのは、これまた当然の結果であるともいえる。しかし、このような主張は当事者のみならず中国の学界においてもほとんど展開されていない。もっとも異なると思われる点は死亡賠償金が定額賠償であることである。とりわけ被害者が高額所得者である場合に極めて強烈な不公平感が主張されそうなものであるが、管見のおよぶ限り、そのような主張をする当事者は存在していない。このことから、紛争解決における公平・公正の意味が、われわれのそれと中国のそれとで異なるのではないかとこのヒントを得、本研究の着想に至った。

2. 研究の目的

以上のような問題意識から、本研究においては、損害賠償事件を主な素材として、立法者、法律実務家および紛争当事者に対するヒアリング調査をつうじ、公平・公正な紛争解決を如何に認識し、そこに如何なる期待を抱くのかを析出することで、その中国的特徴の解明を試みた。このことは、ひいては、本件研究代表者が科学研究費補助金・奨励研究(A)基礎法学(2000-2001年度)「現代中国における行政機関による私人間紛争の解決」以来取り組む、中国における法、市民、行政三者の関係解明とも、密接な関係を有する。

3. 研究の方法

本研究を遂行するにあたっての研究手法は、これまで研究代表者が収集してきた資料の読解・整理、新たな資料の収集およびその読解・整理、これまで研究代表者が構築してきた、中国における人的関係を活用しての現地におけるヒアリング調査、である。このうち、ヒアリング実施機関として、全国

人大常務委員会法制工作委员会、國務院法制弁公室、湖南省人民代表大会、湖南省人民政府、最高人民法院、国家裁判官学院、国家檢察官学院、北京市第一中級人民法院、上海市高級人民法院、北京市・上海市・湖南省・福建省・山東省等の各基層人民法院および弁護士事務所、大学・研究機関(中国社会科学院法学研究所、中国法学会、北京大学、中国政法大学、中国人民大学、清華大学、上海交通大学、華東政法大学、山東大学、湖南大学、廈門大学の各法学院)を訪問した。なお、今日でも外国人研究者が現地でのフィールドワークを行うにあたってはいろいろの制約・障碍があり、現地でのコーディネーターの存在が不可欠である。本研究を遂行するにあたり、渠涛・中国社会科学院法学研究所研究員、辛崇陽・中国政法大学法律碩士学院副院長・教授、其木提・上海交通大学凱原法学院副教授に海外研究協力者をお願いし、これらの方々のご協力の下に実施することができた。記して謝意を表する。

4. 研究成果

(1)立法者および裁判官は、人身損害賠償事件における死亡賠償金ならびに障がい賠償金が定額賠償であることが当事者の不公平感を惹起するとは考えていない。まず、死亡賠償金および障がい賠償金については、これを規定する最高人民法院「人身損害賠償事件の審理に適用する法律の若干の問題に関する解釈」〔關於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釋〕の起草担当者によれば、いずれも定額化された逸失利益であるとされる。定額化された理由については、「将来の得べかりし利益」という極めて不安定かつ予測しにくい賠償額であることから、その算定にあたっては、平均収入を基準とし、かつ、定額賠償とすることで落ち着いたという(ちなみに、このインタビュー結果は、これまでの通説を裏付けることとなる貴重な証言で

ある。たとえば、黄松有主編『解説最高人民法院司法解釈（2003年巻）』（人民法院出版社、2004年）332～336頁、宇田川幸則「中国における障害賠償金および死亡賠償金の算定基準と戸籍制度」『「マイノリティ」という視角（上）』（関西大学マイノリティ研究センター）31-57頁、2011年3月）。定額賠償とはいえ逸失利益の賠償にかわりなく、したがって当事者に不満の生じる余地はないという結論に到る。また、不法行為責任法の起草担当者からは、以下の証言を得た。不法行為責任法17条は「同一の不法行為で複数の死亡をもたらした場合、同一の金額で死亡賠償金を確定することができる」と規定する。その立法趣旨は、被害者が複数存在し、その間の死亡賠償金に大きな隔たりがある場合、当事者の不満（不公平感）を惹起し、社会効果も良いとはいえないことから同一基準にすることができる」と規定したという。すなわち、当事者間で賠償金額が異なることが不公平感を惹起するのであるから、個別具体的な逸失利益を算定し、それを賠償することが、必ずしも当事者に公平感をもたらせるわけではないという。

(2) 弁護士および当事者のインタビュー調査をつうじて、以下の知見を得ることができた。得べかりし利益・逸失利益を算出し、それを賠償することこそが公正・公平であるという考えは少ない。むしろ、同じ人として同様に扱う、同じ事件は同じく処理することこそが、当事者の公平・公正感につながりやすい。その背景には、たとえば積極損害については、日本と同様、基本的に帳票さえ揃い、損害との因果関係が証明さえされれば賠償が得られることから、支出した「損害」（目に見える「損害」）が填補されることによる満足感ないし安心感があること、逸失利益・得べかりし利益という概念が、当事者には具体的にイメージされにくいこと、死亡賠償金というネーミングが得べかりし利益や逸失利

益というよりはむしろ「いのちの値段」を想起させることから、定額賠償の方がなじみやすいこと、等が指摘された。

(3) 胡錦濤政権下で和諧社会（調和のとれた社会）が強調され始めてから、公正・公平な紛争解決には判決による紛争解決よりも、むしろ調停〔調解〕によるそれが重視され始め、裁判の審理過程のあらゆる段階（立案、受理、口頭弁論開始、口頭弁論終結、判決言い渡し前）で〔調解〕が勧められるようになった。この点につき、現職裁判官を中心にインタビュー調査を実施したが、彼/彼女たちにはあまり実感がないようで、教科書レベルの回答しか得ることができなかった。しかし、北京市内法院（氏名、所属、身份を匿名とすることにより実施したインタビューであることから、これらの公表は差し控える）の現職裁判官から、学歴の高い者ほど〔調解〕を受け入れる傾向にあるという、興味深い指摘がなされた。その理由として、高学歴の者は事件の全体像・流れを把握する能力があり、訴訟の「勝ち・負け」の見通しをつけることが比較的容易なため、調解を受け入れる傾向にあるとのことである。このことから、調解による紛争解決が、実際にはある種の損得勘定にもとづいて受け入れられているという実体の一部が明らかとなり、これは巷間指摘される公平・公正な紛争解決としての調解という見方に再検討を迫ると評価できよう。

(4) また、そもそも法院・裁判官を信用していない人が多数にのぼるとの指摘も、インタビュー調査をつうじて得ることができた。そのような人々がなぜ裁判を利用するのか、その理由については明確な回答を得ることができなかったが、他方、裁判の結果に不満な場合、あるいは債務名義が実行できないような場合、政府機関や共産党委員会への〔信訪〕（陳情）を利用して私人間紛争を解決するケースが多いことも、文献のみならずインタビュー調査からも判明した。これまで〔信訪〕

の法的側面に関する研究は、そもそも日本のみならず中国でも手薄であるが、今後は本研究の延長線上に位置づけた研究プランを練っていききたい。

(5)本来訪問予定のなかった国家検察官学院を訪問する機会を、偶然にも得た。そこでは、近時、刑事事件において、実体的正義よりも手続的正義が重視されはじめているとの実務の状況が紹介された。従来から、中国における裁判・判決の目的は法的効果〔法律効果〕と社会効果の統一が強調されてきた。手続的正義が重視されるとなると社会効果が失われる畏れがあり（たとえば、手続上の瑕疵により真犯人を無罪放免し、結果、社会の不満や不安が増長される）、従来の市民が抱く公正・公平感、ひいては正義感と大きなギャップを生むことにもつながりかねない。私人間紛争・民事訴訟のみならず中国における紛争解決や裁判における公正さ、公平さ、正義といった価値に何らかの変化が生じている可能性がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計4件)

宇田川幸則、中國市民與行政關係之特性之考察 - 透過中國國家賠償訴訟之分析（中国語）単著、国立政治大學中國大陸法制中心編『轉型中的中國大陸法制』（元照出版公司〔台湾〕）253-280頁、2011（平成23）年5月（査読なし）

宇田川幸則、中国の少数民族自治地方における変通規定、単著、孝忠延夫・安武真隆・西平等編『多元的世界における「他者」(下)』（関西大学マイノリティ研究センター）、27-42頁、2013（平成25）年3月21日（査読なし）

宇田川幸則、中国の民事訴訟手続における法院の役割 - 「訴訟モデル」をめぐる議論を

契機に、単著、社会体制と法 13号、26-39頁、2013（平成25）年3月25日（査読なし）

宇田川幸則、中國的法治與法院的職能-以圍繞民事訴訟程序中「訴訟模式」的議論為契機（中国語）単著、Sungkyun China Brief Vol.2、80-87頁、2004（平成26）年1月1日（査読なし）

〔学会発表〕(計3件)

宇田川幸則、在日本司法中的同命同値問題（中国語）山東大学法学院學術講演会、2012（平成24）年12月26日

宇田川幸則、中國民事訴訟程序中法院的職能-以圍繞「訴訟模式」的議論為契機（中国語）、2013華岡民商法學論壇（招待報告、中國文化大學法律系（台湾・台北市））、2013年6月11日

宇田川幸則、中國的法治與法院的職能-以圍繞民事訴訟程序中「訴訟模式」的議論為契機（中国語）2013成均中国研究所國際學術會議「中国国家大戦略與中国夢」（招待報告、成均館大学校600周年記念館（韓国・ソウル特別市））2013年12月9日

〔図書〕(計1件)

木間正道=鈴木賢=高見澤磨=宇田川幸則、『現代中国法入門〔第六版〕』、i-x, 1-432頁（執筆部分：138-185, 264-279, 377-416頁）有斐閣、2012（平成24）年10月25日

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宇田川 幸則 (UDAGAWA, Yukinori)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80298835

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし